

○平成二十一年総務省告示第二百五十号(二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)の一部を改正する件 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の六、第四十九条の六の七、第四十九条の六の八、第四十九条の六の十又は<b>第四十九条の六の十一</b>に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>別表第一〜第三 (略)</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の六、第四十九条の六の七、第四十九条の六の八、第四十九条の六の十又は<b>第四十九条の六の十二</b>に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>別表第一〜第三 (略)</p>